

福山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定により支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名前、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。）の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び地方税（以下「地方税等」という。）の滞納がないことを証する書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者又は広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により現に公表が行われている者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の障がいにより業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等と密接な関係を有する者

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者が、地方税等を滞納していないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をした場合は空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（様式第2号）により、指定をしない場合は空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公告するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

2 支援法人は、前条第1項各号に掲げる要件を満たしている状況にあって、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に指定の更新を申請しなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項及び第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

（名称等の変更）

第5条 支援法人は、法第23条第3項の規定にすることをしようとするときは、あらかじめ、名称等変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、当該業務の内容をしようとするときは、あらかじめ、業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を公告するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、当該業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公告するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の事業報告書の内容について説明させ、又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、当該業務の運営の改善に関し必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取消したときは、その旨を公告するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消す場合は、指定取消通知書(様式第7号)により当該支援法人に通知するものとする。

(個人情報の適切な処理)

第10条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び福山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)に基づき、個人情報を適切に取り扱う措置を講じるものとする。なお、事業の廃止又は指定の取消しがあった場合も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2024年(令和6年)11月29日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、2026年(令和8年)9月3日から施行する。

(指定の有効期間の特例)

3 この要綱の施行の日から2027年(令和9年)11月30日の前日までの間に、法第23条第1項の規定により指定をした日が属する場合の指定の有効期間については、第4条第1項の規定にかかわらず、2027年(令和9年)11月30日までとする。